

3月16日(金) 閣 議
3月22日(木) 公 布

平成19年3月
内 閣 府

「平成18年10月6日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

激甚災害制度は、災害復旧に要する事業費が一定の基準を超える場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、当該災害を「激甚災害」として政令で指定し、併せて当該災害に対し「適用すべき措置」を指定することにより、災害復旧事業の国庫補助のかさ上げ等地方公共団体に対する特別の財政援助等を実施するものです。

今回は、従来の基準を見直した上で、以下のとおり指定を行うこととしました。

背景

平成18年10月上旬の低気圧の影響により、北海道、東北地方などにおいて、漁業関係を中心に大きな被害が発生しました。

しかしながら、従来の農林水産業共同利用施設に係る激甚災害指定基準は、農業被害を指標としているため、今回のように、漁業被害のみが甚大である場合には、激甚災害の指定がされないこととなります。

このため、農林水産業共同利用施設に係る指定基準について、漁業被害を適切に反映できるよう見直し（本年2月27日中央防災会議決定）、当該災害に遡及的に適用することとしました。

政令の概要

今回の政令は、上記の改正基準に照らし、「平成18年10月6日から同月9日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対し適用すべき措置として「農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例」を指定するものです。

< 参考：適用すべき措置の概要 >

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく通常の国庫補助のかさ上げを行う。（20% 30～90%）

連絡先：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）付 中山、富永
03-5253-2111(代表)(51205・51210) 03-3501-5408(直通)

政令第五十三号

平成十八年十月六日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十八年十月六日から同月九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第六条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十八年台風第十六号（同年十月三日に北緯十五度二十四分東経百三十一度十二分において台風となった熱帯低気圧で、同月六日に北緯二十九度四十二分東経百四十度二十四分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。	

附 則

この政令は、公布の日から施行する。